

総社市告示第18号

総社市病児・病後児保育事業実施要綱（平成22年総社市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第3条 病児・病後児保育事業の対象となる児童は、当該年度の4月1日現在において満12歳以下の児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>「岡山県病児保育事業施設の相互利用に関する協定」を締結している市町村に住所を有する児童</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、<u>毎年度、病児・病後児保育事業に係る登録者名簿を作成し、前項の登録申請書が提出されたときは、当該登録者名簿に登載するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>実施機関は、利用児童及び保護者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事前に利用料減免申請書を提出したときには利</u></p>	<p>(対象児童)</p> <p>第3条 病児・病後児保育事業の対象となる児童は、当該年度の4月1日現在において満12歳以下の児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>総社市に住所を有する児童</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めた場合は、所定の登録承諾書を交付するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<u>用料を減免することができる。</u> <u>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯</u> <u>(2) 病児・病後児保育事業を利用した月の属する年度（利用した月が4月</u> <u>から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税非課税世帯</u>	

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。